

那珂市公用車広告掲載取扱要領

令和8年5月29日

告示第102号

(趣旨)

第1条 この要領は、那珂市広告掲載取扱要項（平成19年那珂市告示第18号）に定めるもののほか、那珂市が所有する自動車（以下「公用車」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載方法)

第2条 公用車の車体への掲載方法は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等（マグネット式を含む）の貼付によるものとし、車体への塗装は行わないこととする。

2 前項の粘着フィルム等は、広告掲載期間内における車体からの剥離及び広告撤去時における車体の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、1か月を単位とし、最長で掲載開始日の属する年度の末日までとする。

(補修及び原状回復)

第4条 広告掲載期間内に広告の損傷が生じた場合は、掲載者において原状回復するものとする。ただし、市の故意又は過失によって損傷が生じた場合は、市の負担により掲載者が原状回復する。

2 掲載者は、広告の掲載及び撤去作業により公用車を損傷させたときは、直ちに市長に報告するとともに、当該公用車を原状回復させなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、公用車への広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。